

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況について

指標の達成見込について

・第7次計画に掲げる数値指標：46指標

○達成見込 ※（ ）は前年度[R4.8]開催時

（中間見直し時に新たに設定した指標(6指標)は、前年度は評価を行っていないため、（ ）内の合計は40指標となっている。）

・S（計画の終期を待たず、目標を達成済）：6（7）

・A（計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み）：13（11）

・B（進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要）：20（18）

・C（進捗が著しく遅れており、目標達成が困難）：7（4）

(参考) 各指標の達成見込の考え方について

- S：計画の終期を待たず、目標を達成済み

目安：最新値が目標値を超えている場合。

ただし、今後数値が減少することがあり得る場合は、既に目標値に達している場合でも、達成見込としてAとすることがある。

- A：計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み

目安：最新値が、計画策定時の値から目標値に対し比例的に進捗した場合の各年度の値に対し、達成度が90%以上の値である場合。

- B：進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要

目安：最新値が、計画策定時の値から目標値に対し比例的に進捗した場合の各年度の値に対し、達成度が90%未満の値である場合

(Cの場合を除く)。

- C：進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

目安：最新値が計画策定時の値を5%以上下回る場合。

ただし、最新値がCの水準であっても、今後Bの水準まで上昇することが見込まれるものについては、達成見込としてBとすることがある。

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

期	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見直し対応	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課		
										H30	R1	R2	R3	R4	R5						
2	1	健康づくり対策	健康寿命(65歳に達した人が「要介護2」以上になるまでの期間)	令和4年度の実績 平成27年 男 17.19年 女 20.05年 令和5年度 男 18.17年 女 20.98年 (中間見直し前) 令和5年度 男 17.79年 女 20.40年	○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 コバタン健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 コバタン健康メニューの普及(県内161店舗で弁当や食事を提供。累計1,771,080食(食)提供) ○健康づくり協力店の普及促進(県内1,002店舗) ○受動喫煙防止対策の推進(埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証施設数 4,878施設) ○歯科口腔保健を推進するための下記事業等を実施した。 ・8020運動推進事業 ・地域在宅歯科医療推進事業 ○特定健康診査受診率の向上の促進	○実施の中止や延期、受診控え等による影響で、特定健康診査の受診率が低下した。 ○令和2年度、令和3年度に予定されていた国民生活基礎調査や歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査が中止となり、基礎データが得られなかった。	最新値 (令和5年3月末現在) 男 18.01年 女 20.86年 (令和3年)	A	イ	H30	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (再掲) 男 18.17年 女 20.98年 (令和5年)		当該健康寿命は、H30年に男性17.64年、女性20.46年であったが、R3年には男性18.01、女性20.86年に延び、R5年には目標を達成する見込みである。 健康寿命の延伸には、平均寿命の延伸と介護状態を予防することが必要であり、健康長寿埼玉プロジェクトや受動喫煙防止対策、特定健康診査率の向上、栄養や歯科の取組等を通じて、県民の健康増進や介護予防の取組を推進してきた。 今後は、引き続き現在の取組を推進するほか、より若い年代からの生活習慣病予防を進めるため、地域保健と職域保健が連携した取組や、健康経営などの取組を強化しつつ、県民の健康増進を進めていく。	健康長寿課		
			健康づくり対策	日常生活に制限のない期間の平均(年)	令和4年度の実績 平成25年 男 71.39年 女 74.12年 令和4年 男 73.85年 女 75.42年 (中間見直し前) 令和5年度 男 73.24年 女 76.83年	○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 コバタン健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 コバタン健康メニューの普及(県内161店舗で弁当や食事を提供。累計1,771,080食(食)提供) ○健康づくり協力店の普及促進(県内1,002店舗) ○受動喫煙防止対策の推進(埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証施設数 4,878施設) ○歯科口腔保健を推進するための下記事業等を実施した。 ・8020運動推進事業 ・地域在宅歯科医療推進事業 ○特定健康診査受診率の向上の促進	○実施の中止や延期、受診控え等による影響で、特定健康診査の受診率が低下した。 ○令和2年度、令和3年度に予定されていた国民生活基礎調査や歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査が中止となり、基礎データが得られなかった。	最新値 (令和5年3月末現在) 男 73.48年 女 75.73年 (令和元年)	A	イ	H30	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (再掲) 男 73.85年 女 75.42年 (令和4年)		当該健康寿命は、3年に1回算出される数値であるため、計画期間中の値としては、R元年の男性73.48年、女性75.73年のみである。しかし、過去の数値との比較では順調に延伸しており、R5年の目標値も達成する見込みである。 健康寿命の延伸には、平均寿命の延伸と介護状態を予防することが必要であり、健康長寿埼玉プロジェクトや受動喫煙防止対策、特定健康診査率の向上、栄養や歯科の取組等を通じて、県民の健康増進や介護予防の取組を推進してきた。 今後は、引き続き現在の取組を推進するほか、より若い年代からの生活習慣病予防を進めるため、地域保健と職域保健が連携した取組や、健康経営などの取組を強化しつつ、県民の健康増進を進めていく。	健康長寿課	
			歯科保健対策	12歳以下の子どもの割合の増加	令和4年度の実績 平成27年度 67.7% 令和5年度 78.1% (令和3年度)	○小・中学校等でのフッ化物洗口を中心とする総合的な歯予防対策の実施施設数の増大を図った。R3:207校 → R4:225校 ○小児期からの歯予防の重要性やフッ化物応用を理解してもらうための研修会等を開催した。 ○研修会は、感染症の状況を踏まえながら集合型研修・WEB研修等の開催など、参加しやすい環境を準備した。	○歯科保健推進事業の推進 ○引き続き小・中学校等におけるフッ化物洗口等の実施施設を増やしていくため市町村に働きかけていく。 ○学習支援教室等におけるフッ化物洗口を拡大するため、コロナ禍を受けて実施を控えている市町村に実施再開を働きかけていく。 ○集合研修やWEB研修など多様な開催方法を確保することで、引き続き参加しやすい環境を整備していく。	○学校等施設における歯みがき指導やフッ化物洗口等の歯科保健活動の一部中止・中断 ○学習支援教室におけるフッ化物洗口等の一部中止・中断	最新値 (令和5年3月末現在) 78.1% (令和3年度)	S	ア	H30	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (再掲) 78.1% (令和3年度)		県内小・中学校等におけるフッ化物洗口を中心とする歯予防対策については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が懸念されたものの、少しずつは実数が増やることができた。	健康長寿課
2	1	2	歯科保健対策	生活習慣病(がん、心疾患、脳卒中など)、認知症に対応可能な歯科医療機関数	令和4年度の実績 平成28年度 803機関 令和5年度 3,600機関	○各地域において、歯科と生活習慣病・認知症との関連やその予防に関する研修会を開催した。 ○研修会は、感染症の状況を踏まえながら集合型研修・WEB研修等の開催など、参加しやすい環境を準備した。 ○WEBを活用し、大学病院の専門家等と連携したオンライン診療補助等について検討・実施した。	○歯科保健推進事業の推進 ○歯科医師に対して歯科と生活習慣病・認知症との関連やその予防に関する研修会を開催し、生活習慣病や認知症に対応できる歯科医師の増加に努めていく。 ○より多くの歯科医師が研修に参加できるよう、集合型研修・WEB研修等の開催のほか、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保していく。 ○大学病院の専門家等と連携し、オンライン診療補助等の事業を進めていく。	○居室や病院等施設における活動の制限があった。	最新値 (令和4年度末) 2,202機関 (令和4年度末)	B	ア	H30	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (再掲) 3,600機関		歯科と生活習慣病・認知症との関連やその予防に関する研修会を開催し、生活習慣病や認知症に対応可能な歯科医療機関の増加に寄与した。なお、医療機関登録数については研修参加を呼びかけているものの、歯科診療所の参加が少なく達成が難しい状況である。 今後はWEB開催、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保するとともに、多くの方が参加しように思える開催方法を検討していきたい。	健康長寿課
			歯科保健対策	糖尿病と歯周病に係る歯科歯科連携協力歯科医療機関数	令和4年度の実績 平成28年度 292機関 令和5年度 1,200機関	○各地域において、糖尿病と歯周病の関連やその予防に関する研修会を開催した。 ○研修会は、感染症の状況を踏まえながら集合型研修・WEB研修等の開催など、参加しやすい環境を準備した。 ○WEBを活用し、大学病院の専門家等と連携したオンライン診療補助等について検討・実施した。	○歯科保健推進事業の推進 ○歯科医師に対して糖尿病と歯周病の関連やその予防に関する研修会を開催し、糖尿病に対応できる歯科医師の増加に努めていく。 ○より多くの歯科医師が研修に参加できるよう、集合型研修・WEB研修等の開催のほか、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保していく。 ○大学病院の専門家等と連携し、オンライン診療補助等の事業を進めていく。	○居室や病院等施設における活動の制限があった。	最新値 (令和4年度末) 700機関 (令和4年度末)	B	ア	H30	R1	R2	R3	R4	R5	目標値 (再掲) 1,200機関		歯科と糖尿病と歯周病の関連やその予防に関する研修会を開催し、糖尿病に対応可能な歯科医療機関の増加に寄与した。なお、医療機関登録数については研修参加を呼びかけているものの、歯科診療所の参加が少なく達成が難しい状況である。 今後はWEB開催、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保するとともに、多くの方が参加しように思える開催方法を検討していきたい。	健康長寿課

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が遅く遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

期	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の取組内容	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見直し	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
2	1	2	歯科保健対策 (数値目標) 在宅歯科医療推進実施登録機関数 平成28年度 782機関 令和2年度 1,080機関 令和5年度 1,200機関	○在宅歯科医療相談件数(971件) ○在宅医療訪問件数(525件) ○口腔アセスメント件数(4,644件) ○病院等施設での口腔アセスメントのための打合せ(32回) ○疾患別対応研修会(3回) ○在宅歯科医療推進研修会等の開催(27回) ○歯検査は、感染症の状況を踏まながら集合型研修・WEB研修等の開催など、引き続き参加しやすい環境を準備した。 ○WEBを活用し、相談受付や大学病院の取組等と連携したオンライン診療補助等について検討・実施した。	○歯科保健推進事業の推進 ○在宅歯科医療の推進体制の整備 ○病院等施設における口腔アセスメントや必要に応じた口腔機能向上訓練等の実施 ○在宅歯科診療の実施に必要な知識や技術、高齢者に多い歯科疾患、小児在宅等に関する研修会を実施 ○各施設及び支援窓口の関係者による会議・研修会等を開催し、情報共有を図る ○より多くの歯科医師が研修に参加できるよう、集合型研修・WEB研修等の開催のほか、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保していく。 ○大学病院の専門家等と連携し、オンライン診療補助等の事業を進めていく。	○居宅や病院等施設における活動の制限があった。	874 機関 (令和4年度末)	B	ア						1,200 機関		在宅歯科診療の実施に必要な知識や技術、高齢者に多い歯科疾患、小児在宅等に関する研修会を開催し、在宅歯科医療の向上に寄与するとともに、在宅歯科拠点で在宅診療等の施設別研修や施設入居者の口腔アセスメントを行うなど、高齢者等が地域で安心して暮らせる環境の創出に寄与した。なお、医療機関登録数については研修参加を呼びかけているものの、歯科診療所の参加が少なく達成が難しい状況である。 今後は研修開催、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保するとともに、多くの人が参加しやすくなる開催方法を検討していきたい。	健康長寿課	
			今後高齢化に伴い増加する疾患等対策 (再掲)健康寿命(65歳に達した人が「要介護2」以上になるまでの期間) 平成27年 男 17.19年 女 20.05年 令和5年 男 18.17年 女 20.98年 (中間見直し前) 令和5年 男 17.79年 女 20.40年	○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 コバト健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 ○コバト健康メニューの普及(県内161店舗で弁当や食事を提供。累計1,771,080回)提供 ○健康づくり協力店の普及促進(県内1,002店舗) ○運動喚起防止対策の推進(埼玉県運動喚起防止対策実施施設等認証施設数4,878施設) ○歯科口腔保健を推進するため下記事業等を実施した。 ・8020運動推進事業 ・地域在宅歯科医療推進事業 ・特定健康診査受診率の向上の促進	○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 次期健康増進事業の立ち上げ ○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 ○コバト健康メニューの普及(コバト健康メニューコンテストを開催し県民参加型で更なる普及を図る) ○健康づくり協力店の普及促進 ○運動喚起防止対策の推進(県内商工会議所との連携による事業所の運動喚起防止対策の推進) ○歯科口腔保健の推進 ○特定健康診査受診率の向上の促進	○実施の中止や延期、受診控え等による影響で、特定健康診査の受診率が低下した。 ○令和2年度、令和3年度に予定されていた国民生活基礎調査や歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査が中止となり、基礎データが得られなかった。	18.01年 男 20.86年 女 (令和3年)	A	イ	17.64年 男 20.46年 女	17.73年 男 20.66年 女	17.87年 男 20.86年 女	18.01年 男 20.86年 女	18.01年 男 20.86年 女 (令和5年)		当該健康寿命は、H30年に男性17.64年、女性20.46年であったが、R3年には男性18.01年、女性20.86年に延伸し、R5年には目標を達成する見込みである。 健康寿命の延伸には、平均寿命の延伸と介護状態を予防することが必要であり、健康長寿埼玉プロジェクトや運動喚起防止対策、特定健康診査率の向上、栄養や歯科の取組等を通じて、県民の健康増進や介護予防の取組を推進してきた。 今後は、引き続き現在の取組を推進するほか、より若い年代からの生活習慣病予防を進めるため、地域保健と地域保健が連携した取組や、健康経営などの取組を強化しつつ、県民の健康増進を進めていく。	健康長寿課		
			今後高齢化に伴い増加する疾患等対策 (再掲)日常生活に制限のない期間の平均(年) 平成25年 男 71.39年 女 74.12年 令和4年 男 73.85年 女 75.42年 (中間見直し前) 令和5年 男 73.24年 女 76.83年	○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 コバト健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 ○コバト健康メニューの普及(県内161店舗で弁当や食事を提供。累計1,771,080回)提供 ○健康づくり協力店の普及促進(県内1,002店舗) ○運動喚起防止対策の推進(埼玉県運動喚起防止対策実施施設等認証施設数4,878施設) ○歯科口腔保健を推進するため下記事業等を実施した。 ・8020運動推進事業 ・地域在宅歯科医療推進事業 ・特定健康診査受診率の向上の促進	○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 次期健康増進事業の立ち上げ ○健康長寿埼玉プロジェクトの推進 ○コバト健康メニューの普及(コバト健康メニューコンテストを開催し県民参加型で更なる普及を図る) ○健康づくり協力店の普及促進 ○運動喚起防止対策の推進(県内商工会議所との連携による事業所の運動喚起防止対策の推進) ○歯科口腔保健の推進 ○特定健康診査受診率の向上の促進	○実施の中止や延期、受診控え等による影響で、特定健康診査の受診率が低下した。 ○令和2年度、令和3年度に予定されていた国民生活基礎調査や歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査が中止となり、基礎データが得られなかった。	73.48年 男 75.73年 女 (令和元年)	A	イ	73.48年 男 75.73年 女	73.48年 男 75.73年 女	-	-	-	-	73.48年 男 75.73年 女 (令和4年)		当該健康寿命は、3年に1回算出される数値であるため、計画期間中の値としては、R元年の男性73.48年、女性75.73年のみであり、過去の数値との比較では順調に伸びており、R5年の目標値も達成する見込みである。 健康寿命の延伸には、平均寿命の延伸と介護状態を予防することが必要であり、健康長寿埼玉プロジェクトや運動喚起防止対策、特定健康診査率の向上、栄養や歯科の取組等を通じて、県民の健康増進や介護予防の取組を推進してきた。 今後は、引き続き現在の取組を推進するほか、より若い年代からの生活習慣病予防を進めるため、地域保健と地域保健が連携した取組や、健康経営などの取組を強化しつつ、県民の健康増進を進めていく。	健康長寿課
動物とのふれあいを通じたO.L.(生活の質)の向上 平成28年度 23回 1,254人 令和5年度 30回 1,500人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、活動対象の社会福祉施設等が外部からの訪問受け入れを全面的に取りやめたこと等から、施設訪問での動物とのふれあい活動を全て中止した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、施設内での集団感染防止対策のため、令和2年度当初から施設利用者の家族を含む外部訪問を制限しており、アニマルセラピー活動の要請が寄せられることとなった。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、施設からの要請が寄せられることに備え、活動ボランティア及び動物の訓練を実施している。	活動対象の社会福祉施設等では、施設内での集団感染防止対策のため、令和2年度当初から施設利用者の家族を含む外部訪問を制限しており、アニマルセラピー活動の要請が寄せられることとなった。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、施設からの要請が寄せられることに備え、活動ボランティア及び動物の訓練を実施している。	0回 0人 (令和4年度)	C	ア	24回 1,447人	16回 1,349人	2回 89人	0回 0人	0回 0人	0回 0人 (令和4年度)		新型コロナウイルス感染症の発生以降、活動対象の社会福祉施設等において感染防止対策として外部訪問を制限したことに伴い、アニマルセラピー活動を実施できなかった。 令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行することが予想され、施設からの要請が増加し、実施される。要請の増加に備え、令和5年度は活動ボランティア及び動物の訓練を実施していく。	生活衛生課				
2	3	5	安全な食品の提供 食品関連事業所における製品等の自主検査実施率 令和2年度末 10.3% 令和5年度末 55.0%	食品等事業所が行う製品等の自主検査の実施状況の確認を行った。 (令和4年度は66.5%)	引き続き、食品等事業所が行う製品等の自主検査の実施状況の確認を行う。	特になし	66.5% (令和4年度末)	S	ウ					55.0% (令和4年度末)		営業施設の立入検査や監視時等あらゆる機会を捉え、製品等の自主検査実施確認を行った結果、目標を達成した。 今後の取組として、目標値を修正して更なる自主検査実施率の向上に努めていく。	食品安全課		

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

期	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見込 しの別記	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課							
										H30	R1	R2	R3	R4	R5											
3	1	がん医療	胃がん検診受診率 平成28年 男 42.4% 女 32.0% 肺がん検診受診率 平成28年 男 48.0% 女 38.7% 大腸がん検診受診率 平成28年 男 42.8% 女 38.5% 子宮頸がん検診受診率 平成28年 30.3% (※38.2%) 乳がん検診受診率 平成28年 35.1% (※43.1%) 上記全てのがん種 の受診率 令和4年 男 50.0% 女 50.0% ※令和元年調査から 過去2年間の受診率の みの調査となつた ため、参考値として併 記	<ul style="list-style-type: none"> ○医師等からがん検診の重要性・必要性を個別に勧奨した。 ○市町村がん検診結果統一集計結果を市町村に共有した。 ○がん検診受診促進推進サポーター及びがん検診結果統一集計結果を市町村に共有した。 ○がん検診受診促進推進宣言事業所の登録事業を継続して実施した。 ○新規登録事業所 79事業所 (R4実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師等からがん検診の重要性・必要性を個別に勧奨する。 ○がん検診受診促進推進サポーター及びがん検診結果統一集計結果を市町村に共有した。 ○がん検診受診促進推進宣言事業所の登録事業を継続して実施した。 ○市町村がん検診結果統一集計結果を市町村に共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度の市町村が実施するがん検診の受診者数は、検診実施機関における受診者数制限や、外出自粛報道に基づく受診控えが生じたことなどの影響により、令和2年度の受診者数と比べ約15%減少したが、令和3年度は感染防止に配慮した助線の見直し等を行ったことから、令和元年度の受診者数と比べ約5%の減少まで回復した。 	胃がん 男 46.4% 女 35.6% 肺がん 男 51.1% 女 43.7% 大腸がん 男 47.4% 女 40.9% 子宮頸がん 40.6% 乳がん 46.0% (令和元年)	B	A	胃がん 男 46.4% 女 35.6% 肺がん 男 51.1% 女 43.7% 大腸がん 男 47.4% 女 40.9% 子宮頸がん 40.6% 乳がん 46.0% (令和元年)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%		<p>医師等からがん検診の重要性・必要性を個別に勧奨(チラシ400,000枚配布)、がん検診受診促進サポーター及びがん検診結果統一集計結果(累計7,240人・累計14,733人)、がん検診受診促進推進宣言事業所の登録事業を実施(118事業所が登録)、市町村がん検診結果統一集計結果を市町村に共有するなどの取り組みを行った。</p> <p>これらの取り組みにより、がんのリスクの減少(一次予防)、がんの早期発見・早期治療(二次予防)の促進が期待される。</p> <p>なお、本目標値は、新型コロナウイルス感染症による「受診控え」等の影響により今期計画期間内での達成は難しい。</p> <p>引き続き、正しい知識の普及啓発等を行うことにより、がんのリスクの減少、がんの早期発見・早期治療を目指してゆく。</p>	疾病対策課						
				3	1	がん医療	特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)。 ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所(前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人(前年比4,172人増) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○次期健康増進事業の立ち上げ ○健康長寿サポーターを引き続き養成 ○地域・職種連携推進会議の強化(労働基準監督署、協会けんぽ等の職種の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所を実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける 	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0% % (令和3年度)	B	A	54.9% 56.3% 52.1% 56.0%	70.0% %以上		<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。</p> <p>特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達しない要因をアンケート調査した結果からは、事業者や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。</p> <p>引き続き、健康診査、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営実践事業所などを対象に、事業者への働きかけを行っていく。</p>	健康長寿課 国保医療課								
								3	1	がん医療	特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)。 ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所(前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人(前年比4,172人増) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○次期健康増進事業の立ち上げ ○健康長寿サポーターを引き続き養成 ○地域・職種連携推進会議の強化(労働基準監督署、協会けんぽ等の職種の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所を実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける 	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0% % (令和3年度)	B	A	54.9% 56.3% 52.1% 56.0%	70.0% %以上		<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。</p> <p>特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達しない要因をアンケート調査した結果からは、事業者や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。</p> <p>引き続き、健康診査、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営実践事業所などを対象に、事業者への働きかけを行っていく。</p>	健康長寿課 国保医療課				
												3	1	がん医療	特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)。 ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所(前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人(前年比4,172人増) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○次期健康増進事業の立ち上げ ○健康長寿サポーターを引き続き養成 ○地域・職種連携推進会議の強化(労働基準監督署、協会けんぽ等の職種の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所を実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける 	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0% % (令和3年度)	B	A	54.9% 56.3% 52.1% 56.0%	70.0% %以上		<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。</p> <p>特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達しない要因をアンケート調査した結果からは、事業者や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。</p> <p>引き続き、健康診査、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営実践事業所などを対象に、事業者への働きかけを行っていく。</p>	健康長寿課 国保医療課
																3	1	がん医療	特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)。 ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所(前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人(前年比4,172人増) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県補入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健康診査によるポイントの付与 ○次期健康増進事業の立ち上げ ○健康長寿サポーターを引き続き養成 ○地域・職種連携推進会議の強化(労働基準監督署、協会けんぽ等の職種の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所を実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける 	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0% % (令和3年度)	B	A	54.9% 56.3% 52.1% 56.0%

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

期	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見込の割合	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期 (7次) 計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
3	1	2	脳卒中医療 急性期脳梗塞治療 (t-PA療法や血栓回収療法)の実施件数 平成28年度 917件 令和5年度 1,000件	○SSNワーキンググループ等で、対象患者の考え方について検討 ○埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進協議会脳卒中会における検討 ○参加医療機関の更なる拡充 ○SSNワーキンググループ等で、対象患者の考え方について引き続き検討 ○埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進協議会脳卒中会において令和5年度も引き続き検討を行う。	特になし		1,114件 (令和3年)	B	ア	894件	1,070件	1,056件	1,114件	1,800件		急性期脳梗塞治療の実施件数は、計画期間初年度 (H30: 894件)と比較して約25%増 (R3: 1,114件)となっている。 急性期脳梗塞治療の実施は、後遺症の軽減や予後の向上に影響を与える可能性がある。 今後は、SSNネットワークの対象患者の範囲や観察基準の検討を行い、更なる急性期脳梗塞患者の円滑な搬送を図っていく。	医療整備課		
			心筋梗塞等の心血管疾患医療 【再掲】特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修) ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所 (前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人 (前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人 (前年比 4,172人増)	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○地域・職域連携推進会議の強化 (労働基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0%	70.0%	54.9%	56.3%	52.1%	56.0%	70.0%		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。 特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達成しない要因をアンケート調査した結果からは、事業主や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。 引き続き、健診、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営登録事業所などを対象に、事業主への働きかけを行っていく。	健康長寿課 国保医療課			
3	1	3	糖尿病医療 【再掲】特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修) ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所 (前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人 (前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人 (前年比 4,172人増)	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○地域・職域連携推進会議の強化 (労働基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0%	70.0%	54.9%	56.3%	52.1%	56.0%	70.0%		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。 特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達成しない要因をアンケート調査した結果からは、事業主や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。 引き続き、健診、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営登録事業所などを対象に、事業主への働きかけを行っていく。	健康長寿課 国保医療課			
			糖尿病医療 【再掲】特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修) ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所 (前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人 (前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人 (前年比 4,172人増)	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○地域・職域連携推進会議の強化 (労働基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0%	70.0%	54.9%	56.3%	52.1%	56.0%	70.0%		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。 特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達成しない要因をアンケート調査した結果からは、事業主や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。 引き続き、健診、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営登録事業所などを対象に、事業主への働きかけを行っていく。	健康長寿課 国保医療課			
3	1	4	糖尿病医療 【再掲】特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修) ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所 (前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人 (前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人 (前年比 4,172人増)	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○地域・職域連携推進会議の強化 (労働基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0%	70.0%	54.9%	56.3%	52.1%	56.0%	70.0%		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。 特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達成しない要因をアンケート調査した結果からは、事業主や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。 引き続き、健診、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営登録事業所などを対象に、事業主への働きかけを行っていく。	健康長寿課 国保医療課			
			糖尿病医療 【再掲】特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を実施した。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修) ○健康長寿サポーターを養成した。 ○健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所 (前年比457事業所増) ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人 (前年比3.5万人増) ○健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人 (前年比 4,172人増)	○生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査受診率対策及び特定保健指導利用助奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金 (県繰入金)による支援を引き続き実施。 ○かかりつけ医から特定健康診査受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 ○特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 ○保険者協議会による啓発を引き続き実施。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 ○特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助奨を引き続き実施。 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け (会議・研修)を引き続き実施。 ○健康経営の推進 ○「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 ○地域・職域連携推進会議の強化 (労働基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) ○県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加し、受診率が伸び悩んでいる。	56.0%	70.0%	54.9%	56.3%	52.1%	56.0%	70.0%		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。 特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定保健指導の参加率が目標に達成しない要因をアンケート調査した結果からは、事業主や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。 引き続き、健診、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営登録事業所などを対象に、事業主への働きかけを行っていく。	健康長寿課 国保医療課			

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S:計画の終期を待たず、目標を達成済
 A:計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B:進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C:進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア:継続
 イ:目標値を修正
 ウ:新たに指標を設定

部	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見直し対応	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
3	1	4	糖尿病医療 【再掲】糖尿病と歯周病に係る歯科歯科連携協力歯科医療機関数 平成28年度 292機関 ↓ 令和5年度 1,200機関	○各地域において、糖尿病と歯周病の関連とその予防に関する研究会を開催した。 ○研究会は、感染症の状況を踏まえながら集合型研修・WEB研修等の開催など、参加しやすい環境を準備した。 ○WEBを活用し、大学病院の専門家等と連携したオンライン診療補助等について検討・実施した。	○歯科医師に対して糖尿病と歯周病の関連とその予防に関する研究会を開催し、糖尿病に対応できる歯科医師の増加に努めていく。 ○より多くの歯科医師が研修に参加できるように、集合型研修・WEB研修等の開催のほか、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保している。 ○学術院の専門家等と連携し、オンライン診療補助等の事業を進めていく。	○自宅や病院等施設における活動の制限があった。	700 機関 (令和4年度末)	B	ア	380	409	604	706	700	1,200 機関		歯科と糖尿病と歯周病の関連とその予防に関する研究会を開催し、糖尿病に対応可能な歯科医療機関の増加に努めた。なお、医療機関数については研修参加を呼びかけているものの、歯科診療所の参加が少なく達成が難しい状況である。 今後はWEB開催、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保するとともに、多くの方が参加しやすくなるような研修方法を検討していきたい。	健康長寿課	
3	1	5	精神疾患医療 自殺死亡率 平成27年 18.0 ↓ 令和4年 14.0	○「暮らしとこころの相談会」年間48回開催を実施した。 ○各種電話相談を実施した。 ○SNS相談を実施した。 ○市町村への補助を行った。 ○自殺対策計画推進市町村支援を行った。	○「暮らしとこころの相談会」を引き続き実施する。 ○各種電話相談を引き続き実施する。 ○SNS相談を引き続き実施する。 ○市町村への補助を引き続き行う。 ○自殺対策計画推進市町村支援を引き続き行う。	特になし	17.0 (令和4年)	B	ウ	16.4	15.0	16.2	15.2	17.0	14.0		「暮らしとこころの相談会」では約7割の相談者が相談会での指導をもとに専門機関への相談につながっており、予防対策として実行性をあげている。SNS相談では主に女性や若年層の相談が多く相談数は年約7,000件あり、依然として需要は高い。市町村の自殺対策も多様化しており補助金をおとして取り組みを継続的に支援していく。 また、様々な悩みを抱える県民を自殺予防へつなげる支援体制を構築していく。 引き続き切れ目のない支援策を実施する。	疾病対策課	
3	1	5	精神疾患医療 精神科病棟における慢性期(1年以上)入院患者数 平成26年 7,349人 ↓ 令和5年 5,755人 (中間見直し前) 令和2年 6,556人	○病院実地指導時に医療提供体制の確認及び助言を実施した。 ○措置入院患者等、退院後に支援が必要とされる方のための退院後支援計画の作成及び計画に基づく支援を実施した。 ○医療保護入院者の退院促進に関する措置に基づく運用状況について、確認及び助言を行った。	○病院実地指導時の医療提供体制の確認及び助言を実施する。 ○令和6年度に改正精神保健福祉法が施行し、措置入院患者者に対して、退院後生活環境相談員が選任されることになる。その周知及び退院後に支援が必要とされる方のための退院後支援計画の作成及び計画に基づく支援を実施する。 ○令和6年度に改正精神保健福祉法が施行し、医療保護入院の期間は最大6か月以内とされる。その周知及び退院促進に関する運用状況について、確認及び助言を強化していく。	特になし	5,486 人 (令和4年度)	S	イ	7,130	6,076	6,072	6,153	5,486	5,755 人		県内精神科病棟への実地指導及び実施者を精神保健福祉法に基づいて、実施している。措置入院者、医療保護入院者へ外部の精神保健指定医による診察を実施するとともに、入院時に想定される入院期間を超える医療保護入院者への退院支援委員会の実施状況等を把握し、適正な医療提供を確保している。 引き続き切れ目のない支援策を実施する。	疾病対策課	
3	1	5	精神疾患医療 精神科病棟における入院率3か月時点の退院率 平成26年度 63.0% ↓ 令和5年度 69.0%以上	○措置入院患者の入院後3か月を目標とした状況の把握及び精神保健指定医による診察 ○診察結果を受けた、迅速かつ適切な対応の推進 ○精神科救急医療体制の強化による、迅速な医療導入の促進及び精神科救急医療体制の整備 ○令和6年度に改正精神保健福祉法が施行し、措置入院患者者に対して、退院後生活環境相談員が選任されることとなることへの周知	○措置入院患者者の入院後3か月を目標とした状況の把握及び精神保健指定医による診察 ○精神科救急医療体制の強化による、迅速な医療導入の促進及び精神科救急医療体制の整備 ○令和6年度に改正精神保健福祉法が施行し、措置入院患者者に対して、退院後生活環境相談員が選任されることとなることへの周知	特になし	60.3 % (令和元年度)	C	ア	-	60.3 %	-	60.3 %	69.0 %	69.0 %		埼玉県精神科救急医療体制に基づき、夜間休日でも精神科救急相談センターによる受診・快癒の緊急連絡網、精神障害者や家族等からの相談対応と医療機関の紹介、病院等の精密療養による診察、患者受入れ体制を整備している。 また、精神科救急医療体制の円滑な運営及び関係機関・団体の緊密な連携を図るとともに、適正な運営がなされているが検討するため、「埼玉県精神科救急医療システム連絡調整委員会」を設置し、情報センターと精神科病棟、常時対応施設、精神科診療所及び関係機関等との連絡調整を図るため、「精神科救急医療システム運営会議」を設置し、移組率に向けて検討を行っている。 引き続き切れ目のない支援策を実施する。	疾病対策課	
3	1	5	精神疾患医療 かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了医数 平成28年度 1,136人 ↓ 令和5年度末 1,800人 (中間見直し前) 令和2年度末 1,700人	認知症を早期発見し、医療・介護が連携したサービスを提供できるよう「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施した(埼玉県、さいたま市、埼玉県医師会の共催・開催実績1回)	認知症を早期発見し、医療・介護が連携したサービスを提供できるよう「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施する(埼玉県、さいたま市、埼玉県医師会の共催・開催予定2回)	研修の実施を対面からウェブ(zoom)に切替えた	1,614 人 (令和4年度)	B	イ	1,322	1,413	1,457	1,539	1,614	1,800 人		認知症を早期発見し、医療・介護が連携したサービスを提供できるよう、計画期間中に「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の実施を継続し、計画策定時と比べ研修の修了医数は478人増加している。 進捗がやや遅れている状況ではあるが、医師会やさいたま市と連携をして、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了医数を増やし、認知症の早期発見・早期対応を図る。	地域包括ケア課	
3	1	6	感染症対策 H1V感染者早期発見率 平成28年 63% ↓ 令和4年 80%	○HIV・性感染症検体検査委託(833件) ○エイズ専門相談員派遣事業(合計281時間) ○エイズホットライン事業(933件) ○エイズ治療拠点病院等連絡協議会事業(1回)	指標達成に向けて、引き続き以下の取組を行う ○HIV・性感染症検体検査委託 ○エイズ専門相談員派遣事業 ○エイズホットライン事業 ○エイズ治療拠点病院等連絡協議会事業	新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、保健所における性感染症検査事業の実施が困難となった。また、検査受診者数も大きく落ち込み、早期発見率も上がらなかった。	37 % (令和4年)	C	ア	58 %	67 %	62 %	57 %	37 %	80 %		早期発見率は、検査を受け、エイズ患者又はHIV感染者と確認された方のうち、HIV感染者が占める割合であり、感染者の早期発見による早期治療を目的として設定している。全国的には70%前後で推移しており(東京都・大阪府を除く)、感染症対策体制再構築することで早期発見率の向上を図っていく必要がある。 エイズ患者数自体は減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う検査体制が影響している可能性もある。保健所における無料検査や即日検査等の受検促進のため、HPや保健所における啓発物掲示などを通じて広報を行う。 一方、また、HIVと同様に性感染症である梅毒やエムボックスといった感染症は急増しており、併せて啓発を進めていく。	感染症対策課	

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が遅く遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

部	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見込の割合	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期 (7次) 計画の取組総括	担当課	
										H30	R1	R2	R3	R4	R5					
3	1	7	新型コロナウイルス感染症対策 感染症専門研修受講者数 令和5年度 全病院数 ※令和3年度時点 343人	○感染症専門人材研修(疫学・演習・実習)を実施した(118人)。	○引き続き感染症専門人材研修を実施していく。	新型コロナウイルス感染症による医療現場の業務負担に伴い、実習を依頼する病院が対応の見込みが立たず事業自体の着手が11月となった。また、着手自体も新型コロナウイルス感染症のまん延が収まった時、としていたため、相手方との日程調整もできなかった。 さらに、第3波の発生に伴い、研修生も多忙となり参加できなくなるケースも多発した。	118人 (令和4年)	B	ウ	-	-	-	-	-	118人	343人		感染症対策課	感染症対策の具体的な研修が数少ない中、118人の感染症の基礎知識を持った職員を育成し、医療現場に配置することができた。このことにより、各現場における感染症対策が向上した。 今後、一層の参加者が得られるよう、病院に積極的に参加を呼び掛ける。	
3	2	1	救急医療 救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送までに要した時間 平成28年 43.6分 令和5年 39.4分	○令和5年1月から、一部疾患に絞った一斉照会機能の運用を開始した。 ○新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救急医療体制を確保する医療機関(救命救急センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行った。	○一斉照会機能の利用実績等を踏まえ、関係機関と調整を行いながら対象の拡大を検討していく。 ○上半期において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救命救急センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行う。	高齢化による搬送人数の増加に加え、新型コロナウイルス感染症による搬送人数も増加し、令和4年度中の搬送人数は過去最高となる見通し。	48.1分 (令和3年)	C	ア	43.6分	43.2分	44.5分	48.1分		39.4分		医療整備課	高齢化による搬送人数の増加に加え、新型コロナウイルス感染症による搬送人数が増加し、搬送先選定に時間を要したことで搬送時間が増加した。 救命車の向上や予後に影響を与える可能性があるため、速やかな搬送を行わなければならない。 重症や大動脈緊急症の医療ネットワークの更なる活用や、一斉照会機能の拡大を検討し、実証状況を検証していく。より効果的に実施できるよう検討していく。 また、5類移行により、救急医療情報システムの見直しを回った。そして、発熱患者等の幅広い受け入れが行われることによる状況を注視していく。		
3	2	1	救急医療 重症救急搬送患者の医療機関への受入割合が4回以上となった割合 平成28年 連搬搬 4.1% 令和5年 2.7%	○搬送困難事例受入医療機関への支援を実施した。 ○令和5年1月から、一部疾患に絞った一斉照会機能の運用を開始した。 ○新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救急医療体制を確保する医療機関(救命救急センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行った。	○搬送困難事例受入医療機関への支援を引き続き実施する。 ○一斉照会機能の利用実績等を踏まえ、関係機関と調整を行いながら対象の拡大を検討していく。 ○上半期において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救命救急センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行う。	高齢化による搬送人数の増加に加え、新型コロナウイルス感染症による搬送人数も増加し、令和4年度中の搬送人数は過去最高となる見通し。	7.2% (令和3年)	C	ア	4.1%	4.5%	5.0%	7.2%		2.7%		医療整備課	新型コロナウイルス感染症の流行による救急車出動回数の増加などの影響もあり、搬送困難割合が上昇した。 この傾向は埼玉県のみになく、全国的傾向にあり、特に都市圏は顕著である。 令和4年度より大動脈緊急症治療ネットワークについて一斉照会機能の運用を行うなど、搬送困難割合の減少に取り組んでいる。 また、救急車の適正利用を促進する重症者の救急搬送を減少させる対策として、埼玉県救命相談を引き続き広げ、5類移行により、発熱患者等の幅広い受け入れが行われることによる状況を注視していく。		
3	2	1	救急医療 救急電話相談(大人)の相談件数 平成28年度 33,366件 令和5年度 118,000件	○埼玉県救急電話相談を24時間365日対応で引き続き実施する。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による相談件数増への対応として、夏期と冬期に回線数を最大2倍程度増加した。 ○各種媒体での広報を実施した。	○埼玉県救急電話相談を24時間365日対応で引き続き実施する。 ○各種媒体での広報を引き続き実施する。	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により相談件数が増加した。	125,490件 (令和4年度)	A	ア	81,223件	90,184件	80,909件	92,595件	125,490件	118,000件		医療整備課	広報による認知度向上等により、救急電話相談(大人)の相談件数は、計画期間初年度(H30: 81,223件)と比較して約55%増(R4: 125,490件)となっている。 不要不急な救急搬送の抑制や県民の不安解消に効果があったと思われる。 今後、様々な媒体による周知広報等により、利用拡大を目指していく。		
3	2	2	災害時医療 埼玉DMA Tのチーム数 平成28年度 32隊 令和5年度 60隊以上	○埼玉DMA T養成研修を実施した(合計2回開催、延べ4日間)。	○埼玉DMA T養成研修を実施する(1回、延べ2日間を予定)。	研修の受講者数を制限して開催した。	70隊 (令和4年度末)	A	ア	39隊	39隊	42隊	58隊	70隊	60隊		医療整備課	国が行うDMAT養成研修のほか、県独自の養成研修を実施してDMATを養成している。 こうした施策により、埼玉DMA Tのチーム数は32隊(平成28年度)から70隊(令和4年度)となった。 災害時に県内の活動拠点に派遣されるDMATや、各病院において医療活動を行うDMATの数が増えることにより、災害時に医療を提供できる体制を構築する効果が期待できる。 人事異動や退職等により、令和5年度当初には一旦隊数は減少するが、令和5年度においても養成研修を実施して新たにDMATを育成することから、達成見込みである。 引き続き、災害時の拠点となる病院を指定し、新たな隊員を養成するとともに、既製の隊員の維持研修を実施し、さらなる災害時医療体制の構築を図っていく。		
3	2	2	災害時医療 医療チーム等の受入を想定した地域ごとのコーディネート機能の確立を行う災害訓練の年間実施回数 平成28年度 0回 令和5年度 10回 (保健医療圏ごとに1回)	○地域災害保健医療調整会議(保健補前)における地域の実情に応じた災害時医療体制の検討及び訓練等を実施した(9回)。 ○基幹災害拠点病院への委託による実践的な訓練を実施した(1回)。	○地域災害保健医療調整会議(保健補前)における地域の実情に応じた災害時医療体制の検討及び訓練等の実施(10回)。 ○上記のうち、基幹災害拠点病院への委託による実践的な訓練の実施(4回)。	○基幹災害拠点病院への委託による実践的な訓練については、当初令和3～4年度の2年間で実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響により、3年間で実施することとなった。	9回 (令和4年度)	A	ア	0回	2回	2回	2回	9回	10回		医療整備課	令和3年度から基幹災害拠点病院に委託して、より専門的で実践的な訓練を新たに実施するなど、訓練の強化を進め、令和4年度には9つの保健医療圏で訓練を実施した。訓練を行うことで、災害時に保健所を中心に各地域で調整を行う「地域災害保健医療対策会議」の機能を強化する効果が期待できる。 引き続き、関係機関と連携した訓練の実施や、各保健所が地域災害医療コーディネーターと相談しながら、地域の実情に応じた訓練等を実施するなど、地域レベルの災害対応能力の強化を図っていく。		

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに目標を設定

部	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見込の割合	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
3	2	2	災害時医療 災害時連携病院の指定数 令和5年度 20病院	○指定要件達成に向けた支援を実施した。 ・埼玉DMAT養成研修(2回4日間)の実施 ・BCP策定に向けた研修(10名の助産を制作して設置)及び個別相談会(5回)の実施	○指定要件達成に向けた支援を実施していく。 ・埼玉DMAT養成研修(1回2日間)の実施 ・BCP策定に向けたアンケート及び個別相談会(5回程度)の実施	特になし	18病院 (令和4年度)	A	ウ							20病院		令和3年度から新たに災害時連携病院の指定を進め、災害時連携病院の数は18病院となった(令和4年度末)。災害時連携病院の負担を減らすとともに、災害拠点病院のない地域をカバーすることで、災害時に医療提供体制を維持できる効果が期待できる。引き続き、災害時連携病院の指定を進め、災害時の地域医療体制の強化を図っていく。	医療整備課
3	2	2	災害時医療 業務訓練者1人 令和5年度 124人以上	○埼玉県業務訓練者と協力して、一般社団法人日本災害看護学会の災害業務研修コース(PhDLS)を活用した養成研修会を実施した。(2回39人)	○埼玉県業務訓練者と協力して、一般社団法人日本災害看護学会の災害業務研修コース(PhDLS)を活用した養成研修会を引き続き実施する。	新型コロナウイルス感染症対策のため、PhDLSのガイドラインにより講習会の定員を制限して開催した。	62人 (令和4年度末)	B	ウ			0人	23人	62人		124人以上		計画期間途中から新たに目標を設定した事業である。新型コロナウイルス感染症対策のため研修会を実施できない状況もあり進捗がやや遅れているものの、R4まではコロナの影響で研修参加者を絞っていたが、R5は通常の定員数で開催できる見込みであり、計画最終年度には目標を達成できる見込みである。	業務課
3	2	3	周産期医療 県外への母体搬送数(妊娠6か月以降) 平成28年 143人 令和5年 70人	○母体・新生児搬送コーディネーター事業を実施した。(搬送調整件数388件) ○母体救命コントロールセンター運営事業を実施した。(受入件数40件)	○母体・新生児搬送コーディネーター事業を推進していく。 ○母体救命コントロールセンター運営事業を推進していく。	特になし	49人 (令和4年)	A	ア	65人	78人	47人	45人	49人		70人		搬送が困難な母体・新生児の搬送を調整する「母体・新生児搬送コーディネーター事業」を進めることで、埼玉県外への搬送を目標件数以下に抑えることができる。引き続き、県内の周産期母子医療センターとの調整について十分なノウハウを持つコーディネーターを活用することにより、県内での搬送調整を進めていく。	医療整備課
3	2	3	周産期医療 県内の出生数に対する分娩取扱数の割合 平成28年 95% 令和5年 95%	○周産期医療施設運営費の一部補助を行った。(10施設) ○産科医療等手当支給支援事業、新生児救命手当支給支援事業による手当の一部補助を行った。(産科医療等手当支給支援事業40施設、新生児救命手当支給支援事業4施設)	○周産期医療施設運営費の一部補助を引き続き行う。 ○産科医療等手当支給支援事業、新生児救命手当支給支援事業による手当の一部補助を引き続き行う。	特になし	101.3% (令和3年)	A	ア	96.9%	100.5%	97.0%	101.3%		95.0%		不採算部門である周産期医療を担う周産期医療施設に、対して運営費の一部補助する「周産期医療施設運営費補助事業」や、産科医、新生児科医の処遇改善を支援する「周産期医療従事者処遇改善事業」を進め、県内の出生数に対する分娩取扱数の割合は毎年目標値を上回ってきた。引き続き、県内の周産期医療体制を強化することで、県内の出生数に見合う分娩の体制を維持していく。	医療整備課	
3	2	3	周産期医療 地域における災害時小児周産期リエゾン(医師)の養成者数 令和2年度 15人 令和5年度 27人	○災害時小児周産期医療体制整備事業を実施した。	○引き続き、災害時小児周産期医療体制整備事業を推進していく。	特になし	24人 (令和5年3月末現在)	A	ウ				20人	24人		27人		小児周産期リエゾン養成研修の参加を促す「災害時小児周産期医療体制整備事業」を進め、小児周産期リエゾンは15人(令和2年度)から24人(令和4年度)になった。これにより、災害時に妊産婦や小児の搬送調整を行う体制が強化された。引き続き、小児周産期リエゾンを増やし、災害時の周産期医療体制の強化を図っていく。	医療整備課
3	2	4	小児医療 小児救急搬送で4回以上の受入割合 平成27年 3.4% 令和5年 2.0%	○夜間や休日に小児救急患者の診療を行うため、複数の病院が交代で小児救急医療体制を確保する事業の運営費の一部補助を行った。	○夜間や休日に小児救急患者の診療を行うため、複数の病院が交代で小児救急医療体制を確保する事業の運営費の一部補助を引き続き行う。 ○上半期において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、救急医療体制を確保する医療機関(小児救命センター)に対して人件費・医療機器等の補助を行う。	高齢化による搬送人数の増加に加え、新型コロナウイルス感染症による搬送人数も増加し、令和4年度中の搬送人数は過去最高と見る見直し。	2.8% (令和3年)	B	ア	1.9%	2.0%	2.3%	2.8%		2.0%		新型コロナウイルス感染症の流行による救急車出動回数の増加などの影響もあり、搬送困難割合が上昇をした。この傾向は埼玉県のみではなく、全国的傾向にあり、特に都市圏は顕著である。小児二次救急輸送の当番日に空白のある地区の解消を必要とする。空白地域には、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を引き続き行っていく。軽症者の救急搬送を減少させるため、救急車の適正利用を促し、また、埼玉県救急相談を引き続き広報していく。5類移行により、発熱患者等の幅広い受入れが行われることによる状況を注視していく。	医療整備課	
3	2	4	小児医療 夜間や休日も小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合 平成29年4月 86% 令和6年4月 100%	○小児二次救急輸送病院の当番日がない日がある地区に対し、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を実施した。	○小児二次救急輸送病院の当番日がない日がある地区に対し、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を引き続き実施する。	特になし	92.9% (令和4年度)	A	ア	86.0%	86.0%	86.0%	86.0%	92.9%		100.0%		小児二次救急輸送の当番日に空白のある地域を減らすことができている。だが、依然として空白のある地域がある。そのため、小児二次救急輸送の当番日に空白のある地区に対し、全日実施に向けて保健所や地元市、地域の医療機関との調整を引き続き行っていく。	医療整備課

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

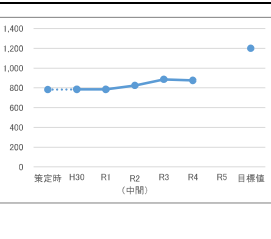
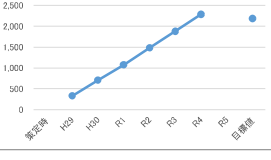
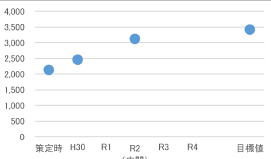
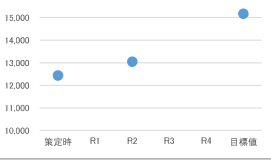
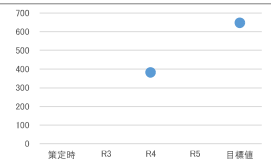
ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

期	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の取組内容	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見直し時点	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
3	2	4	小児医療 小児救急電話相談の相談件数 平成28年度 70,759件 令和5年度 140,000件	○埼玉県救急電話相談を24時間365日対応で実施した。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による相談件数増への対応として、夏期と冬期に回線数を最大2倍に増加した。 ○各種媒体での広報を実施した。	○埼玉県救急電話相談を24時間365日対応で引き続き実施する。 ○各種媒体での広報を引き続き実施する。		115,821件 (令和4年度)	B	ア	118,546件	133,000件	86,775件	107,965件	115,821件	140,000件		小児救急電話相談の相談件数は、R2年度にいったん減少したほか増加傾向にある。救急電話相談により、不要不急な救急搬送の抑制や県民の不安解消に効果があったと思われる。今後も、様々な媒体による周知広報等により、利用拡大を目指していく。	医療整備課	
3	3	1	在宅医療の推進 訪問診療を実施する医療機関数(在宅時医学総合指導管理科及び施設入居時等医学総合指導管理科の届出医療機関数) 平成28年度 765か所 令和2年度 930か所 令和5年度 1,075か所	○在宅医療を担う医師の養成を行った。 ○人生の最終段階における医療・ケアに関する普及啓発(患者の意思決定を支援する人材の育成やACP普及啓発講師人材バンク登録制度)を実施した。 ○事前意思表明書の作成及び普及(県医師会)を実施した。 ○在宅緩和ケアに関する連携体制の構築及び人材育成を実施した。 ○在宅医療連携拠点機能強化研修を実施した。(2回実施) ○ICTを活用した医療介護連携を推進した。	○在宅医療を担う医師の養成を引き続き行う。 ○人生の最終段階における医療・ケアに関する普及啓発(患者の意思決定を支援する人材の育成やACP普及啓発講師人材バンク登録制度)を引き続き実施する。 ○事前意思表明書の作成及び普及(県医師会)を引き続き実施する。 ○在宅緩和ケアに関する連携体制の構築及び人材育成を引き続き実施する。 ○在宅医療連携拠点機能強化研修を引き続き実施する。 ○ICTを活用した医療介護連携を引き続き推進する。	特になし	894か所 (令和4年度)	B	ア	803か所	828か所	858か所	884か所	894か所	1,075か所		高齢化の進展に伴い、在宅医療ニーズが大幅に増加すると推定されており、在宅医療提供体制を整備するため訪問診療を実施する医療機関数を指標として取組を進めてきた。 具体的には、在宅医療スタート支援事業や訪問診療等同行研修事業を実施し、在宅医療への参入を検討する医師等を対象に在宅医療の知識や技術等を身に付ける研修を実施してきた。 引き続き、在宅医療を担う医師の養成を行うことで、在宅医療提供体制の充実を図る。	医療整備課	
3	3	1	在宅医療の推進 入退院支援ルール作成済み市町村数 令和2年度 26市町村 令和5年度 63市町村	○地域の実情に応じた、入退院支援ルール作成に向けた進捗管理を行った。 ○地域の会議において、「入退院支援ルール標準例の説明」及び「他の地域の事例紹介」等の実施による作成支援を行った。	○地域の実情に応じた、入退院支援ルール作成に向けた進捗管理を引き続き行っていく。 ○地域の会議において、「入退院支援ルール標準例の説明」及び「他の地域の事例紹介」等の実施による作成支援を行っている。	特になし	60市町村 (令和4年度)	A	ウ			26市町村	39市町村	60市町村	63市町村		病院等と在宅との間で療養の場が円滑に移行できるよう地域ごとに必要な入退院支援ルールを策定することを指標として取組を進めてきた。 具体的には、各地域で「入退院支援ルール標準例の説明」をするなど地域の入退院支援ルールの策定を支援しており、令和5年度には全市町村で入退院支援ルールが策定される見込みとなっている。	医療整備課	
3	3	1	在宅医療の推進 県内の訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数 平成28年末 2,133人 令和2年末 2,280人 令和4年末 3,414人	○新人合同基礎研修、指導者育成研修(前後期) ○訪問看護ステーション体験実習(92人) ○高度な医療に対する訪問看護師育成事業補助(8事業所) ○訪問看護研修(54人) ○教育ステーションによる研修(年21回)、教育ステーションによる新任職員実践トレーニング(年30回) ○訪問看護師育成プログラム普及事業(研修受講者数356人) ○医療事務研修(189人) ○介護施設への認定看護師派遣事業(派遣施設70施設)	○新人合同基礎研修、指導者育成研修(前後期) ○訪問看護ステーション体験実習(230人) ○高度な医療に対する訪問看護師育成事業補助(8事業所) ○訪問看護研修(130人) ○教育ステーションによる研修(年21回)、教育ステーションによる新任職員実践トレーニング(年30回) ○訪問看護師育成プログラム普及事業(研修受講者数330人) ○医療事務研修(150人) ○介護施設への認定看護師派遣事業(派遣施設70施設)	特になし	3,119人 (令和2年末)	A	イ	2,458人	-人	3,119人	-人	調査 集計中 秋に確定	3,414人		訪問看護職員数は、2年毎に実施している医療従事者数により把握する数値であり、毎年数値を把握できないため参考指標である。中間見直し時に目標値を上方修正(2,540人→3,414人)しているが、当初の目標は上回る事ができた。 引き続き、訪問看護の確保・育成に取り組んでいく。	医療人材課	
3	3	1	在宅医療の推進 地域連携薬局の認定数 令和5年度 500薬局	○ホームページに制度概要等を掲載し、周知を行った。 ○県薬剤師会、各保健所と連携し、薬局現地講習会などの機会をとらえ、薬局関係者への周知等を行った。 ○啓発物品を作成する。 ○開局薬剤師が参加する研修会を利した啓発を行う。 ○埼玉県薬事審議会認定取得状況を検証し、有効な申請増加の対策について意見をもち次回年度に反映する。	○ホームページに制度概要等を掲載し、周知を行う。 ○県薬剤師会、各保健所と連携し、薬局現地講習会などの機会をとらえ、薬局関係者への周知等を行う。 ○啓発物品を作成する。 ○開局薬剤師が参加する研修会を利した啓発を行う。 ○埼玉県薬事審議会認定取得状況を検証し、有効な申請増加の対策について意見をもち次回年度に反映する。	特になし	227薬局 (令和4年度末)	B	ア				151薬局	227薬局	500薬局		県として薬局関係者に周知を図り、地域連携薬局の認定取得への誘導を図った。しかしながら、認定条件を満たすことが難しいことや認定取得に大きな経済的メリットがないことなどから数値目標達成に遅れが生じている。そのため、薬局開設者等へさらなる働きかけを行う必要がある。	薬務課	

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

部	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の取組内容	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見直し時点	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期 (7次) 計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
3	3	1	在宅医療の推進	【再掲】在宅歯科医療実施施設登録機関数 平成28年度 782機関 令和2年度 1,080機関 令和5年度 1,200機関	○在宅歯科医療相談件数 (971件) ○在宅医療訪問件数 (525件) ○口腔アセスメント件数 (4,644件) ○病院等施設での口腔アセスメントや必要に応じ口腔機能向上訓練等の実施 ○在宅歯科診療の実施に必要な知識や技術、高齢者に多い歯科疾患、小児在宅等に関する研修等を実施 ○各拠点及び支援窓口の関係者による会議・研修等を開催し、情報共有を図る ○より多くの歯科医師が研修に参加できるよう、集合型研修・WEB研修等の開催のほか、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保していく。 ○大学病院の専門家等と連携し、オンライン研修期間等の事業を進めていく。	○歯科保健推進事業の推進 ○在宅歯科医療の推進体制の整備 ○病院等施設における口腔アセスメントや必要に応じ口腔機能向上訓練等の実施 ○在宅歯科診療の実施に必要な知識や技術、高齢者に多い歯科疾患、小児在宅等に関する研修等を実施 ○各拠点及び支援窓口の関係者による会議・研修等を開催し、情報共有を図る ○より多くの歯科医師が研修に参加できるよう、集合型研修・WEB研修等の開催のほか、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保していく。 ○大学病院の専門家等と連携し、オンライン研修期間等の事業を進めていく。	○居宅や病院等施設における活動の制限があった。	874 機関 (令和4年度末)	B	ア	785 機関	785 機関	825 機関	885 機関	874 機関	1,200 機関		在宅歯科診療の実施に必要な知識や技術、高齢者に多い歯科疾患、小児在宅等に関する研修を開催し、在宅歯科医療の向上に寄与するとともに、在宅歯科拠点を在宅高齢者等の受診調整や施設入所者の口腔アセスメントを行うなど、高齢者等が地域で安心して暮らせる環境の創出に寄与した。なお、医療機関登録数については研修参加を呼びかけはしているものの、歯科診療所の参加が少なく達成が難しい状況である。 今後はWEB開催、地域ごとの研修を実施するなど参加しやすさを確保するとともに、多くの方が参加しようと思える開催方法を検討していきたい。	健康長寿課
3	4	1	医療従事者等の確保	臨床研修医の県内採用数 平成24～28年度 1,311人 平成29～令和5年度 2,184人	○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を実施した。 ・奨学金・研修資金の貸与 (316名) ・臨床研修医の誘導 (408名)	○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施する。 ・奨学金・研修資金の貸与 (332名) ・臨床研修医の誘導		2,286 人 (平成29～令和4年度累計)	S	ア	702 人	1,074 人	1,483 人	1,878 人	2,286 人	2,184 人		奨学金・研修資金の貸与を中心に医師確保についての取組を実施してきた。 その結果、臨床研修医の採用数は毎年増加し、医療従事者等の確保に寄与した。 引き続き、奨学金の貸与枠の拡大を軸に医師の確保に取り組みしていく。	医療人材課
3	4	1	医療従事者等の確保	【再掲】県内の訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数 平成28年度末 2,133人 令和2年度末 2,280人 令和5年度末 3,414人 (中間見直し前) 令和4年度末 2,540人	○新入合同基礎研修、指導者育成研修(前後期) ○訪問看護ステーション体験実習 (92人) ○高度な医療に対する訪問看護師育成事業補助 (9事業所) ○訪問看護研修 (54人) ○教育ステーションによる研修 (年21回)、教育ステーションによる新任職員実践トレーニング (年30回) ○訪問看護師育成プログラム普及事業 (研修受講者数356人) ○医療事務研修 (189人) ○介護施設への認定看護師派遣事業 (派遣施設70施設)	○新入合同基礎研修、指導者育成研修(前後期) ○訪問看護ステーション体験実習 (230人) ○高度な医療に対する訪問看護師育成事業補助 (8事業所) ○訪問看護研修 (130人) ○教育ステーションによる研修 (年21回)、教育ステーションによる新任職員実践トレーニング (年30回) ○訪問看護師育成プログラム普及事業 (研修受講者数330人) ○医療事務研修 (150人) ○介護施設への認定看護師派遣事業 (派遣施設70施設)		3,119 人 (令和2年度末)	A	イ	2,458 人	- 人	3,119 人	調査 集計中 秋に確定	3,414 人		訪問看護職員数は、2年毎に実施している医療従事者需により把握する数値であり、毎年数値を把握できていないため参考指標である。中間見直し時に目標値を上方修正(2,540人→3,414人)しているが、当初の目標はもとのまま引き継ぎ、訪問看護の確保・育成に取り組んでいく。	医療人材課	
3	4	1	医療従事者等の確保	医療施設(病院・診療所)の医師数 平成30年度末 12,443人 令和4年度末 15,170人	○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を実施した。 ・奨学金・研修資金の貸与 (316名) ・臨床研修医の誘導 (408名) ○後期研修医の獲得定着に向けた取り組み ・臨床研修医向け病院合同説明会の開催 (15病院) ・後期研修スタートアップセミナーの開催 (102名)	○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施する。 ・奨学金・研修資金の貸与 (332名) ・後期研修医の獲得定着	・臨床研修医向け合同説明会の開催 →コロナの感染拡大防止の観点からオンラインでの開催とした。 ・後期研修スタートアップセミナーの開催 →コロナの感染拡大防止の観点からオンラインでの開催とした。	13,057 人 (令和2年度末)	B	ア	12,443 人	- 人	13,057 人	- 人	15,170 人	15,170 人		奨学金・研修資金の貸与を中心に医師確保についての取組を実施してきた。 本指標は国の3師統計を使用しており、令和4年度末の結果が示されていないため、現時点での総括となるが、指標では、平成30年度末から令和4年度末にかけて2,737人の増が必要としており、毎年度間数が増加していくと考えると、令和2年度末時点で13,809人を達成している必要があるが、752人不足している状況である。 引き続き、奨学金の貸与枠の拡大を軸に医師の確保に取り組んでいく。	医療人材課
3	4	1	医療従事者等の確保	後期研修医の採用数及び 令和4年度及び 令和5年度の累計 647人	○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を実施した。 ・奨学金・研修資金の貸与 (316名) ・後期研修医の獲得定着	○埼玉県総合医局機構によるキャリアステージごとの医師確保を引き続き実施する。 ・奨学金・研修資金の貸与 (332名) ・後期研修医の獲得定着		381 人 (令和4年度実績)	A	ウ				381 人	647 人		臨床研修医向け病院合同説明会の開催や、後期研修スタートアップセミナーを実施し、後期研修先として埼玉県が選ばれ、後期研修医の獲得を図る取組を実施してきた。 後期研修医は、研修修了後も、本県の医療機関などへの定着が期待でき、医師総数の増加に寄与するものと考えられている。 引き続き後期研修医の獲得を図っていく。	医療人材課	

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

期	節	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の取組内容	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見直し時点	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
3	4	1	医療従事者の確保	就業看護職員数 平成30年度末 68,722人 令和4年度末 75,781人	○看護職員の育成 ・看護師等養成所運営費補助 ・看護教員等の講習会の実施 ○看護職員の離職防止・定着促進 ・新人研修を実施した病院等に対する事業費の補助(142施設) ・合同研修の実施(2509名) ○看護職員の再就業支援 ・無料職業紹介の実施 ・雇用の知識や技術の習得を支援する講習会の実施 ・届出制度の周知 ○看護職員の資質向上 ・認定看護師の育成(20名) ○在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成 ○助産師の活用推進(1件)	○看護職員の育成 ・看護師等養成所運営費補助 ・看護教員等の講習会の実施 ○看護職員の離職防止・定着促進 ・新人研修を実施した病院等に対する事業費の補助(142施設) ・合同研修の実施 ○看護職員の再就業支援 ・無料職業紹介の実施 ・雇用の知識や技術の習得を支援する講習会の実施 ・届出制度の周知 ○看護職員の資質向上 ・認定看護師の育成(30名) ○在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成 ○助産師の活用推進	○助産師の活用推進については、新型コロナウイルスの影響により助産師出向支援導入事業は、出向先のマッチングが1件のみの実際に留まった。	71,283人 (令和2年末)	B	ウ	68,722人	-	71,283人	-	75,781人		就業看護職員数は、2年毎に実施している医療従事者層により把握する数値であり、毎年数値を把握できないため参考指標である。中間見直し時に今後の地域医療体制の充実に看護職員の確保が不可欠であることから新たな指標とした。 しかし、最前線で新型コロナウイルス感染症の対応にあたることの多い、看護職員は、長期間に及ぶ新型コロナウイルスとの戦いで、様々な取組を実施する上でも大きく影響を与えており、教育、看護職の働き方、職業イメージなどに大きく影響があり、今も構えている。 今後の就業看護職員の確保には、新型コロナウイルス感染症を受けた影響を低減させ、更には、人口構造の変化を踏まえ、新規養成、離職防止・定着促進及び再就業支援に係る取組を強化していく必要がある。	医療人材課	
			医療の安全の確保	「患者さんのための3つの宣言」実践登録医療機関の割合 平成29年度 53% 令和5年度 60%	○県医師会と協力し、未登録医療機関への登録勧奨を行った。(新規登録件数 120か所)	○県医師会との協力による、引き続き広報及び登録勧奨に努める。	特になし	57.8% (令和4年度)	B	ア	55.2%	53.3%	56.4%	57.1%	57.8%	60.0%		患者さんのための3つの宣言実践登録医療機関の登録推進には、医師会会員への推進を担う県医師会の取組が大きく寄与している。 登録推進の取組として、平成30年度、令和元年度は、医療安全相談の多い特別養護老人ホーム内医療室に重点的に周知を行った。また、令和4年度、未登録病院に対し登録推進依頼通知を送付した。 しかし、本事業は平成17年度に始まり、17年経過しており、登録医療機関の廃業が多く、登録率を押し下げる要因となっている。 今後は、新規開設診療所を中心に、県医師会との協力により、委ねへの掲載や研修会における当該事業の周知を行い、一層の登録推進を行っていく。	医療整備課
			医薬品の適正使用の推進	ジェネリック医薬品の数量シェア 平成28年度末 69.8% 令和5年度末 80.0%以上	○「薬と健康の週間」において薬局等でフレットを患者に配布した。(10月) ○映画館前を作成し上映した。 ○地域薬剤師会等の会合に出向いて勉強会を開催する。(随時) ○薬剤師等を対象に「ジェネリック医薬品製造工場」工場視察を実施した。(9月) ○全国健康保険協会埼玉支部と共催でセミナーを開催した。(2月) ○後期高齢者医療広域連合が差額通知を送付する際に、薬務課作成のフレットを添付した。(年1回)	○「薬と健康の週間」において薬局等でフレットを患者に配布する。(10月予定) ○映画館前を作成し上映する。(医療機関訪問、セミナー、工場視察等の中止) ○薬剤師等を対象に「ジェネリック医薬品製造工場」工場視察を実施する。(9月予定) ○全国健康保険協会埼玉支部と共催でセミナーを開催する。(1月予定) ○後期高齢者医療広域連合が差額通知を送付する際に、薬務課作成のフレットを添付する。(年1回)	令和2年度、令和3年度には新型コロナウイルス感染症の影響により啓発活動等が制限された。(医療機関訪問、セミナー、工場視察等の中止)	82.7% (令和3年度末)	S	ア	78.6%	81.3%	82.9%	82.7%	80.0%以上		2023年度末に全ての都道府県でジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とするという国の目標をすでに埼玉県は達成している。 一部のジェネリック医薬品製薬メーカーの不祥事により、ジェネリック医薬品の品質、安定供給等に対する不信感が高まった。 今後もジェネリック医薬品の使用促進を進めていく。	薬務課	
3	5	4	献血の推進	10代~30代の献血者数 平成27年度 97,502人 令和5年度 101,581人 (中間見直し前) 令和2年度 142,980人	○愛の血液助け合い運動を実施した(7~9月) ○愛の血液助け合いの集いを開催した(7/28、埼玉会館) ○市町村計画献血者確保促進事業費補助金を交付した(60市町村) ○献血推進ポスターコンクールを実施した(対象：中学生) 54校384点 ○各種キャンペーンを実施した(新社会人献血、はたちの献血、卒業献血、37'ラッド、中高生層向け等) ○献血体験動画の視聴機会を拡大した。 ○高校生献血カードを配布した。 ○高校訪問の実施する。 ○血液に関する出前講座を開催した(3回)	○愛の血液助け合い運動の実施する(7~9月) ○愛の血液助け合いの集いを開催する(8/8、埼玉会館) ○市町村計画献血者確保促進事業費補助金を交付する(62市町村) ○献血推進ポスターコンクールを実施する(対象：中学生) ○各種キャンペーンを実施する(新社会人献血、はたちの献血、卒業献血、37'ラッド、中高生層向け等) ○献血体験動画の視聴機会を拡大する。 ○高校生献血カードを配布した。 ○高校訪問の実施する。 ○血液に関する出前講座を開催する。	高校訪問の実施を見合わせた。事業所等(高校含む)への献血バスの配車が困難になった。	74,756人 (令和4年度末)	C	ア	81,859人	79,864人	79,084人	77,840人	74,756人	101,581人		県民の献血への理解を深め、採血事業者による献血の参入が円滑に実施されるよう、年度ごとに実施する埼玉県献血推進計画に基づき事業に取り組んでいる。 血液製剤は、ブロック血液センター管内都9県で調整することにより医療機関へ不足なく供給できている。しかし、少子化で献血可能人口が減少しているなか、将来にわたり安定的に血液を確保するためには、若年層に対する献血推進活動が重要である。 目標達成のため、次世代の献血者の育成、若年層向けキャンペーンの実施、高校生献血の推進に力を入れている。 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業所への献血バスの配車中止が多く、高等学校の校内献血の実施も減少した。 今後は見合わせていた高校訪問を実施するとともに、10代~30代を主なターゲットとした「初回献血! お友達＆ご家族紹介キャンペーン」など、献血に対する心理的なハードルを下げる取組を行い、献血への理解が深まるよう一層働きかけていく。	薬務課

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

都 道 府 県	部 局 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の取組内容	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見込 (中間見込の対応)	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課				
									H30	R1	R2	R3	R4	R5								
6	1	住民の健康の保持の推進	【再掲】特定健康診査受診率 平成27年度 50.9% 令和5年度 70.0%	〇生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 〇特定健康診査未受診者対策及び特定健康診査未受診者に対する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 〇かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る診査項目アンケートを提供してもらった診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援した。 〇市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進した。 〇保険者協議会による啓発を行った。 〇市町村国保への財政支援や指導助言を行った。 〇特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助言を実施した。 〇市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 〇県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修) 〇健康長寿サポーターを養成した。 〇健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所(前年比457事業所増) 〇「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 〇コバトン健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) 〇健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人(前年比4,172人増)	〇生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施。 〇特定健康診査未受診者対策及び特定健康診査未受診者に対する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施。 〇かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る診査項目アンケートを提供してもらった診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 〇特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 〇保険者協議会による啓発を引き続き実施。 〇市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 〇特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助言を引き続き実施。 〇市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 〇県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)を引き続き実施。 〇健康経営の推進 〇「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 〇次期健康増進事業の立ち上げ 〇健康長寿サポーターを引き続き養成。 〇地域・圏域連携推進会議の強化(労基基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) 〇県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加した。	56.0	%	(令和3年度)	B	ア	H30	R1	R2	R3	R4	R5	70.0	%		<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。</p> <p>特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定健康診査の参加率が目標に達しない要因をアンケート調査した結果からは、事業主や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。</p> <p>引き続き、健診、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営実践事業所などを対象に、事業主への働きかけを行っている。</p>	健康長寿課 国保医療課
		特定保健指導の実施率	平成27年度 13.8% 令和5年度 45.0%	〇生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 〇特定健康診査未受診者対策及び特定健康診査未受診者に対する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 〇特定保健指導利用等率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を実施した。 〇被用者保険へ特定保健指導の実態アンケート調査を実施した。 〇保険者協議会による啓発を行った。 〇保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会を実施した。 〇市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った。 〇県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修) 〇健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所(前年比457事業所増) 〇「コバトン健康マイレージ」参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) 〇健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人(前年比4,172人増)	〇生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施。 〇特定健康診査未受診者対策及び特定健康診査未受診者に対する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施。 〇かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る診査項目アンケートを提供してもらった診療情報提供事業の取組を引き続き普及・支援。 〇特定健康診査受診率の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施。 〇保険者協議会による啓発を引き続き実施。 〇市町村国保への財政支援や指導助言を引き続き実施。 〇特定健康診査受診率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知助言を引き続き実施。 〇市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施。 〇県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)を引き続き実施。 〇健康経営の推進 〇「コバトン健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 〇次期健康増進事業の立ち上げ 〇健康長寿サポーターを引き続き養成。 〇地域・圏域連携推進会議の強化(労基基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) 〇県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健康診査・保健指導の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが増加した。	18.7	%	(令和3年度)	B	ア	H30	R1	R2	R3	R4	R5	45.0	%		<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の3年目から特定健康診査や保健指導を実施しにくい状況となった。その影響もあり、特定健康診査・特定保健指導の実施率が伸び悩んでいる。</p> <p>特定健康診査・保健指導の実施者である県内の医療保険者に対し、受診率や特定健康診査の参加率が目標に達しない要因をアンケート調査した結果からは、事業主や本人の理解が進まない実態が明らかとなった。</p> <p>引き続き、健診、保健指導の参加について啓発を行っていくとともに、健康経営実践事業所などを対象に、事業主への働きかけを行っている。</p>	健康長寿課 国保医療課

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

都 道 府 県	部 局	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見込しの対応	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
6	1	住民の健康の保持の推進	メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の平成20年度と比べた減少率(特定保健指導対象者の割合の減少率) 平成27年度 16.5% 令和5年度 25.0%	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施 特定保健指導未受診者対策及び特定保健指導利用助長に力を入れる市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施 特定保健指導利用率等の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を実施 被用者保険へ特定保健指導の実態アンケート調査 保険者協議会による啓発 保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会 市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を行った 県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修) 健康経営の推進 宣言事業所 3,122事業所(前年比457事業所増) コバト健康マイレージ参加者数18.5万人(前年比3.5万人増) 健康長寿サポーターの養成 養成人数 105,372人(前年比4,172人増) 地域・職域連携推進会議の強化(労働基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) 県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健診・保健指導の促進を働きかける 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化予防に取り組み市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施する。 特定保健指導未受診者対策及び特定保健指導利用助長に力を入れる市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施する。 特定保健指導利用率等の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を引き続き実施する。 保険者協議会による啓発を引き続き実施する。 保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会を引き続き実施する。 市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発を引き続き実施する。 県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け(会議・研修)を引き続き実施する。 健康経営の推進を引き続き実施する。 「コバト健康マイレージ」での健診受診によるポイントの付与 次期健康増進事業の立ち上げ 健康長寿サポーターを引き続き養成 地域・職域連携推進会議の強化(労働基準監督署、協会けんぽ等の職域の関係機関を委員に加えて、県及び各保健所で実施する) 県と協会けんぽとで連携し、特に健康経営登録事業所に対して特定健診・保健指導の促進を働きかける 	埼玉県に在住する国保加入者及び協会けんぽ加入者の健診結果をみると、令和元年度に比べ令和2年度の血圧の指標が悪化している。この点については、新型コロナウイルス感染症の影響があるのではないかと推測される。	11.3%	(令和3年度)	C	ア	12.6%	11.8%	8.3%	11.3%	25.0%		<p>コロナウイルス感染症の影響により、計画期間の3年目から、外出自粛やテレワーク等により有所見者が増えていることもあり、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合が増えている。このため、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率(平成20年度比)が悪化している。引き続き市町村の取組を支援していく。</p>	健康長寿課 国保医療課	
3	5	3	<p>【再掲】ジェネリック医薬品の適正使用の推進</p> <p>平成28年度末 69.8% 令和5年度末 80.0%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「薬と健康の週間」において薬局等でリーフレットを患者に配布した。 映画館CMを作成し上映した。 地域薬剤師会等の会合に出向いて勉強会を開催した。 薬剤師等を対象にジェネリック医薬品製造メーカー工場視察を実施した。 全国健康保険協会埼玉支部と共催で座談会を開催した。 志木市と連携し、市内のイベント等で普及啓発を行った。 後期高齢者医療広域連合が差額通知を送付する際に、業務課作成のリーフレットを添付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「薬と健康の週間」において薬局等でリーフレットを患者に配布する。 映画館CMを作成し上映する。 地域薬剤師会等の会合に出向いて勉強会を開催する。 薬剤師等を対象にジェネリック医薬品製造メーカー工場視察を実施する。 全国健康保険協会埼玉支部と共催でセミナーを開催する。 志木市と連携し、市内のイベント等で普及啓発する。 後期高齢者医療広域連合が差額通知を送付する際に、業務課作成のリーフレットを添付する。 	令和2年度、令和3年度には新型コロナウイルス感染症の影響により普及活動等が制限された。(医療機関訪問、セミナー、工場視察等の中止)	82.7%	(令和3年度末)	S	ア	78.6%	81.3%	82.9%	82.7%	80.0%		<p>2023年度末に全ての都道府県でジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とするという国の目標をすでに埼玉県は達成しているが、市町村別にみると80%に満たないところがある。一部のジェネリック医薬品製薬メーカーの不祥事により、ジェネリック医薬品の品質、安定供給等に対する不快感が高まった。このため、今後もジェネリック医薬品の使用促進を進めていく必要がある。</p>	業務課	

第7次埼玉県地域保健医療計画の進捗及び取組状況

S: 計画の終期を待たず、目標を達成済
 A: 計画期間内の目標達成に向け順調に進捗しており、目標を達成する見込み
 B: 進捗がやや遅れており、目標達成に向けて更なる取組が必要
 C: 進捗が著しく遅れており、目標達成が困難

ア: 継続
 イ: 目標値を修正
 ウ: 新たに指標を設定

都 道 府 県	部 局	節 (施策)	指標 (数値目標)	令和4年度の実績	令和5年度に予定している取組	新型コロナウイルス感染症による影響	最新値 (令和5年3月末現在)	達成見込	中間見直し対応	計画期間における進捗状況						目標値 (再掲)	指標のグラフ	今期(7次)計画の取組総括	担当課
										H30	R1	R2	R3	R4	R5				
6	4	国民健康保険の運営	データヘルス計画に基づく保健事業実施・展開市町村数(市町村国民健康保険実施区分) 平成28年度 49市町村 令和2年度 全63市町村	—	—	特になし	63市町村 (令和3年度)	S	ア	63市町村	63市町村	63市町村	63市町村			63市町村		データヘルス計画は全市町村で策定し、計画に基づく保健事業を実施している。市町村は、データヘルス計画の最終評価及び次期計画の策定に向けて取り組む。	国民健康保険課
6	4	国民健康保険の運営	特定健康診査受診率(市町村国民健康保険実施区分) 平成27年度 38.6% 令和5年度 60.0%以上	○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定健康指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援した。 ○特定健康指導の実施率等の低い市町村保険者に対する実地等による指導助言を実施した。 ○保険者協議会による啓発を行った。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を実施した。 ○特定健康診査及び特定健康指導の実施率が低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を実施した。	○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定健康指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を引き続き実施する。 ○かかりつけ医から特定健康診査未受診者に係る検査項目データを提供してもらう診療情報提供事業の取組を普及・支援を引き続き行う。 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進する。 ○特定健康診査の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を実施する(ポストコロナにおける取組状況も含めて確認)。 ○保険者協議会による啓発を引き続き行う。 ○市町村国保への財政支援や指導助言を実施する。 ○特定健康診査及び特定健康指導の実施率がR4より低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を実施する。	コロナの影響により受診率が伸び悩んでいる	38.2% (令和3年度)	B	ア	40.3%	40.7%	34.9%	38.2%			60.0%以上		新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間の3年目から市町村が取組しにくい状況が続いていたため、特定健康診査・特定健康指導の実施率が伸び悩んでいる。実施率の向上が図れるよう、引き続き市町村の取組を支援していく。	国民健康保険課
6	4	国民健康保険の運営	特定健康指導の実施率(市町村国民健康保険実施区分) 平成27年度 16.7% 令和5年度 60.0%以上	○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定健康指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 ○保険者協議会による啓発 ○保険者協議会による特定健康指導業務者向け研修会	○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査未受診者対策及び特定健康指導利用助費に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金(県繰入金)による支援を実施した。 ○特定健康診査及び特定健康指導の実施率がR4より低い市町村を中心に、県が委託事業として通知勧奨を実施。 ○保険者協議会による啓発 ○保険者協議会による特定健康指導業務者向け研修会	コロナの影響により実施率が伸び悩んでいる	19.4% (令和3年度)	B	ア	20.0%	19.8%	20.2%	19.4%			60.0%以上		新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間の3年目から市町村が取組しにくい状況が続いていたため、特定健康診査・特定健康指導の実施率が伸び悩んでいる。実施率の向上が図れるよう、引き続き市町村の取組を支援していく。	国民健康保険課